

ウェルカム！移住者のみなさん

令和3年度 新居浜市移住定住応援事業補助金

県外からの転入者の増加による定住人口の拡大を目的とした補助金です。
県外からの移住者が、新居浜市内に住宅を新築・購入又は自己若しくは改修に係る経費の一部を補助します。

※令和3年4月1日以降の新居浜市に事業所を有する法人若しくは新居浜市に住所のある個人との契約が対象になります。

※補助金の上乗せと加算は、補助対象経費の1/10の範囲内での措置となります。

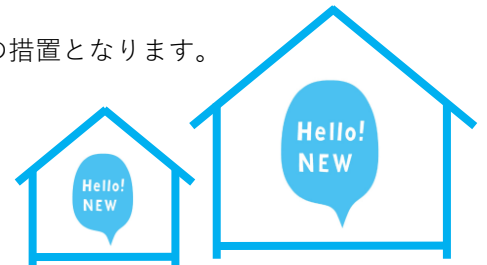
移住者とは、平成30年4月1日以後に、

①県外から新居浜市に転入した人

若しくは、

②転入しようとする人で、

③転入前の5年間、新居浜市に住民登録を行っていない人



住宅とは

④台所、便所、浴室及び居室があり、

⑤移住者が居住するための家屋

又は

⑥家屋の一区分

(事務所・店舗を兼ねるもの)

※居住部分の面積が延床面積の1/2以上

check 1

<補助金額(基準額)>

⑦住宅の新築・購入、改修の契約日から3か月以内の申請

⑧新築・購入の場合 上限100万円
(補助対象経費の1/10まで)

⑨改修の場合 上限50万円
(補助対象経費の1/10まで)

基準額

最大200万円
を補助します！

上乗せ

加算

check 3

<上乗せ補助>

⑩地域産材活用

※主に新居浜市内(西条市、四国中央市を含む)で生産された製材又は集成材を主要部材に体積の30%以上を使用する場合

⑪新築・購入の場合 50万円を上乗せ

⑫改修の場合 30万円を上乗せ
(補助対象経費の1/10の範囲内)

※一社)愛媛県木材協会新浜支部長の証明が必要

check 2

<加算補助>

住宅の新築・購入、改修の契約時点で、

⑬中学生以下がいる場合 一人につき30万円を加算
(補助対象経費の1/10の範囲内)

お問い合わせ

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部地方創生推進課 担当 小野・田中

電話 (0897) 65-1238 FAX (0897) 65-1216

メール sousei@city.niihama.lg.jp



新居浜

補助事業の申請時に提出が必要な書類（契約から3か月以内に提出）

- 新居浜市移住定住応援事業補助金申請書（様式第1号）
- 宣誓書兼同意書（様式第2号）
- 世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの）
※個人情報確認同意書（様式第3号）を提出しない場合
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し【住宅取得】
- 住宅の所有者が確認できる書類【改修】
- 住宅のリフォーム等に係る契約書の写し【改修】
- 工事の内容が確認できる書類【改修】
- 住宅全体及び工事着工前の写真【改修】
- 住宅の位置図及び宅内見取図
- 個人情報確認同意書（様式第3号）
- その他市長が必要と認める書類
- 地域材利用住宅証明申請書（様式第12号）
※地域材利用住宅の証明がされた場合
- 納材証明書（新築・改修・建売）（様式第13号）
※地域材利用住宅証明書に添付が必要

補助事業に変更が生じた際に提出が必要な書類

- 新居浜市移住定住応援事業補助金計画変更（中止）申請書（様式第5号）
- 申請時から変更が生じた提出書類

補助事業が完了した際に提出が必要な書類

- 新居浜市移住定住応援事業補助金実績報告書（様式第7号）
- 世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの）
- 世帯全員（高校生以下を除く。）の納税証明書
- 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書、最終精算書等の写し）
- 住宅の登記事項証明書の写し
- 建築完了検査済証の写し（中古住宅を購入する場合を除く。）【住宅取得】
- 取得住宅の現況写真【住宅取得】
- 工事完了後の写真【改修】
- 補助事業についてのアンケート
- その他市長が必要と認める書類

- 新居浜市移住定住応援事業補助金交付請求書（様式第9号）